

## 電波の経済的価値概念の導入とその用途との関係の整理

### 目的

#### 電波の有効利用インセンティブ

～電波利用者が、電波利用に際し、電波の経済的価値を認識することにより、効率的な利用が図られるなど、電波利用社会の発展の推進が目的

### 手段

#### 電波の使用料概念の導入

(電波の経済的価値を反映した電波利用料の徴収)

#### 留意事項 1

欧米型オークション制度の導入による投機的な料額高騰の懸念  
客観的な算定方式による料額の設定

#### 留意事項 2

上記の目的に鑑み、その用途は、電波利用社会の発展に資するものとして、電波有効利用のための研究開発等に限定

用途を特定した上で、徴収総額を設定 (青天井懸念への対応)



使用料の概念は、有限希少な国民共有の資源である電波を利用することに対する対価。(但し、用途を限定)

## 〔1. 電波有効利用のための研究開発関係〕

(提出意見1)

国費の支出については、官民の役割分担が必要。

〔対応案〕 以下の内容を報告書に明記することが適當。

官民の役割分担は重要。

官による研究開発は、民間では研究開発インセンティブが働きにくい分野を対象として実施。

(例えば、アプリケーションの高度化等、自らの利便性向上のための研究開発は対象外)

今日、電波の逼迫状況が深刻化した中で、周波数の再編方針で明らかとなっており、新規の無線ビジネスの開花や育成に必要な電波ニーズはますます急速に拡大する見通し。このため、電波の再配分を進めるとともに、周波数倍増計画に向けた研究開発の強化も重要かつ緊急の課題であり、官民双方の役割が増大。

こうした取組みを怠ると、近い将来、周波数不足がワイヤレス産業の成長を停滞・阻害することを強く懸念。

電波有効利用のための基礎的・応用的研究開発については、当該研究開発により、直接、個別具体的な利益が確保されないことや、民間にとってはリスクが大きいことから、官が主導して迅速に推進することが重要。また、事業分野（携帯、放送等）が異なると利益が相反するなど、民での調整は困難。

(提出意見2)

使途は受益の範囲内に限定。それ以外は一般財源の活用が適当。

### 検討課題

円滑な制度導入を図る観点から、研究開発については、さらに電波利用者全体にとって短期的及び中長期的に受益が期待できる、電波資源拡大のための研究開発に限定することの適否

電波利用者にとって、将来、周波数逼迫緩和の受益が発生  
(安定的な電波利用の確保のほか、さらに電波利用による便益向上、収益拡大等の利益)

(提出意見3)

透明な手続きとすべき

〔対応案〕 以下の内容を報告書に明記することが適当。

透明な手続により策定されている周波数再編方針や電波利用状況調査結果に基づく評価等を実施するために必要な研究開発を対象

研究開発に関する評価の充実とその透明性向上

## 〔2. 電波利用に関する地理的デジタルディバイド解消関係〕

(提出意見1)

ユニバーサルサービスのものと位置づけるべきではない。

〔考え方の整理案〕

- 1 今回の検討は、いわゆるユニバーサルサービスに関する議論とは別に、「国民共有の資源」である電波利用による便益を広く国民一般に及ぼすべく努めることは、行政のみならず、電波利用者の重要な責務との観点からのもの〔報告書(案)第1章〕。
- 2 また、報告書(案)における以下の記載のとおり、あくまでも、本件施策は、民間事業者の通話可能地域拡大に向けた自主的な取組みを前提として、その促進を図るためのインセンティブ付与との位置づけ。

「携帯電話事業者にユニバーサルサービス義務を課すことは、その費用が膨大になることもあり、少なくとも現時点では、国民的なコンセンサスは醸成されていないが、

ア 現在、携帯電話は、若年層の主なコミュニケーション手段として、また、高齢者層の緊急時の連絡手段として、その役割が以前にも増して重要になっており、デジタルディバイドの解消の重要性が従来以上に高まっていること

イ 今後、通話可能地域を拡大するための条件が、鉄塔建設等に要する初期投資のほか、運営費用についても、従来以上に不利になると想定されること

等を勘案すれば、一般財源による従来の格差是正事業に加えて、携帯電話事業者の責務として従来以上の努力を求める一方で、電波利用社会の発展に必要な施策として電波利用料を活用して、その一層の充実・強化を図ることが適当である。」(第5章第3節)

(提出意見2)

デジタルディバイド解消は、電波利用料ではなく、一般財源で負担すべき。  
使途は受益の範囲内に限定すべき。

〔対応案〕 以下の内容を報告書に明記することが適当。

- 1 上記施策に要する費用は、国民的な課題として一般財源を充当するほか、有限かつ希少な「国民共有の資源」である電波を利用して受益を得ている電波利用者に応分の負担を求めることは合理的。
- 2 また、電波利用可能地域の拡大は、電波利用者にとっても一定の受益。
- 3 以上の観点から、一般財源に加えて、電波利用料も充当することも説明は可能。

(提出意見3)

補助を受ける事業者が限定される懸念がある。

〔対応案〕 以下の内容を報告書に明記することが適当。

電波の不感対策については、携帯電話システムだけでなく、極力、他の無線システムも共同して利用が可能な設備を整備対象とするよう配慮しながら、その具体化を図ることが適当。(例:都市中心部から対象地域に至る伝送路設備等)

(提出意見4)

費用が膨大となることを防ぐため、デジタルディバイド解消を低価格で効率的に展開できる無線システムの研究開発等に限定することが適切。

〔対応案〕 以下の内容を報告書に明記することが適当。

- 1 低廉な中継設備や共同システム開発などのための研究開発の推進は、勿論有用。
- 2 但し、地理的デジタルディバイド解消という喫緊の課題への迅速な対応を図るための民間事業者へのインセンティブとしては、不感地域での電波利用の拡充に努める民間事業者のコストを、直接、低減させるための施策が現実的。